

いじめ防止基本方針

開智中学校・高等学校

平成27年度

目 次

I いじめの理解

1. はじめに
2. いじめの定義
3. 教員の姿勢
4. いじめの構造
5. いじめの進行
6. いじめの様態

II いじめの予防

1. 教師の基本姿勢
2. 安心安全につながる環境づくり
3. 授業・学級経営
4. 道徳教育
5. 行 事
6. 保護者・地域との連携
7. インターネット上のいじめ防止

III いじめの早期発見

1. 安全確保
2. 認 識
3. 手立て

IV いじめの対応・解決

1. 対応の手順
2. 組織的対応の展開

V 取り組み内容の点検・評価

I いじめの理解

1. はじめに

いじめは、生徒の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたっていじめを受けた生徒を苦しめ、人間の尊厳を侵害し、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、本校でも起こり得るとの認識を持って取り組まなければならない。

そのためには、常に、保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努める。

2. いじめの定義

当該生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。起こった場所は学校の内外を問わない。

どの生徒にも、どの学校においても起こり得るものであること、まただれもが被害者にも加害者にもなり得るものであるという認識において取り組む。

3. 教員の姿勢

- ① 教員自身の人権意識を高める。
- ② いじめ問題には必ず組織で対応する。
- ③ いじめは自分の目だけでは十分に発見できるものではないとの認識に立ち、生徒や保護者からの通報、他の教職員からの情報を真摯に受け止め対応する。
- ④ 日頃から他の教員とこまめに情報交換することによって生徒の変化をキャッチできる体制を整える。
- ⑤ 日頃から生徒に自分の悩みを相談しやすい雰囲気づくりを心掛けるとともに、相談できる体制が確立されていること、外部機関への相談も可能であることを生徒に周知徹底する。
- ⑥ 相談された内容については、解決に向け全力で取り組む。
- ⑦ 状況によって犯罪として対応する必要がある場合があることを認識し、適切に責任を取る必要があることを指導するとともに、保護者にも正しい理解を図る。

4. いじめの構造

いじめは、加害・被害生徒だけの問題としてではなく、学級・学年または学校全体の問題としてとらえ、生徒全員の意識が改善できるよう取り組む。生徒の態度いかんでいじめの抑止力にもなり得るため、生徒全員に注意を喚起する。

また、一見、仲が良い集団においても、集団内に生じる上下関係のなかで、上位のものが下位のものにいじめを強要しているケースもあり、周囲からは見えにくい構造もある。

さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上でのやり取りの中であつてつくられている関係についても留意する必要がある。

被害生；いじめを受けている生徒

加害生；いじめている生徒

観衆；喜んで見ている、はやしたてる生徒

傍観者；見て見ぬふりをする生徒（暗黙の支持）→いじめの助長・加担につながりことにもなる。

5. いじめの進行

生徒の間に生じる力関係や上下関係を敏感に感じ取り、「遊び・ふざけ」の段階から「いじめ」につながる言動の萌芽を見逃さず、早期対応ができるよう心がける。

第一段階；遊び、ふざけ（相互 → 一方向へ）

第二段階；けんか、いじわる、からかい、いじり

第三段階；心理的ふざけ、心理的いじめ、物理的ふざけ、物理的いじめ

6. いじめの様態

いじめには、その行為が比較的発見しやすいものもあるが、表出しにくい場合がほとんどである。いじめの様態はさまざまであり、加害生徒はもちろん、被害生徒自身も事実を隠そうとする意識が働くことが少なくない。「現場」を直接目にすることはまれであることを認識したうえで、さまざまな様態のいじめを見逃さず、適切に対応する必要がある。

- ① 冷やかす・からかい・悪口・言葉での脅し
- ② 仲間はずれ・集団による無視
- ③ 持ち物を隠される・盗まれる・壊される
- ④ 暴力（ぶつかる・叩く・蹴る・殴る）
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 嫌な行為・恥ずかしい行為をされる・させられる
- ⑦ パソコン・携帯電話等での誹謗中傷

II いじめの予防

教職員全員がすべての教育活動を通じて生徒同士の心の結びつきを深め、社会性や、意見・価値観の相違を認め合う心を育み、決していじめを許さない学校づくりを行う。

1. 教師の基本姿勢

教師の言動が生徒を傷つけたり、いじめを誘発・助長したりすることにもなり得ること、また、いじめは、集団の状態・雰囲気強く影響していることを認識し、教師自身の言動も含め、生徒への接し方に留意する。

2. 安心安全につながる環境づくり

ルールが不明確で、全体の規範意識が低下した環境下でいじめが起りやすいことを認識し、決まりやルール、善悪の基準を明確に示す。守られていない場合や、間違えている場合

には、毅然とした態度で生徒を指導する。

また、教室・学校のあらゆる場所が整理されていること、掲示物の貼り方等についても配慮し、落ち着いて過ごすことのできる整った環境づくりを心がける。

3. 授業・学級経営

学校生活の中心である授業において、わからなくなることが生徒の大きなストレスになることを教員は認識し、「わかる授業」への技術向上に向けて研鑽し、どの生徒も活躍できる場を持つ授業であるよう心がける。また、「教科指導」のためだけの授業ではなく、授業は生徒の人間形成を担うことを認識し、教材を通して豊かな人間性を養う。

さらに、授業以外の学校生活においても、すべての生徒にとって居場所のある、輝ける場所を持った学校であることを目指し、生徒自身の「自信」と「自己肯定感」を育む。

《取り組み》

・研究授業の実施【総務部 研修涉外班・各教科主任】

各教科において年3回以上の研究授業を実施する。合評会で意見を出し合い、教員相互の授業資質向上を目指す。

・教員研修の実施【総務部 研修涉外班・各部・各教科主任・委員会】

教員の資質向上のためのOJT研修

管理者や先輩が、職務遂行を通して、①組織メンバーとして成長するための布石、②仕事に必要な知識や技能・取り組み姿勢、③仕事をするものの価値や達成感等々を効果的にかつ有効に身につけさせるための育成・指導を行う。

4. 道徳教育

本校の建学の精神である「四恩報答」の理念のもと、自分を取り巻くすべてのものに感謝する、素直で謙虚な心を育むための取り組みを行う。

日頃から、「いじめは絶対に許されない」とする毅然とした態度で臨み、一人ひとりの個性や差異を尊重する姿勢を示す。道徳・宗教教育や人権学習、また普段のHR活動や集会等をとおして、「思いやりの心」「感謝の心」を育み、「生命の大切さ」「生きることのすばらしさ・喜び」に気づかせる。教員自身が、高い道徳心・倫理観を持って生きる姿勢を示す。

障害者や発達障害の生徒に対する心の垣根を持たず、社会に生きるさまざまな人の個性や特性を認め合う意識を育てる。

生徒自身が、いじめ問題の解決に向けてどう関わるべきか考え、行動できるよう、主体的に取り組める教育活動を行う。

《平成26年度 主な取り組み》

中学1年 ・「いのちの大切さ」を学ぶ

人権の意義・生命の尊重について主体的に考える態度を養う

・杉原千畝に関する映画鑑賞

ユダヤ難民の歴史を学び、人権問題や民族差別についての認識を養う。

- 2年 ・「いのちの大切さ」についての学習
 人権の意義・生命の尊重について主体的に考える態度を養う
- ・ JICA（国際協力機構）による出張講義
 人権意識を高めるとともに人権擁護の態度を養う
- 3年 ・ DVD鑑賞（普段の授業中・休憩時間・放課後・登下校での風景、自分たちの表情・笑顔などを映したもの）
 アンケートの実施（幸せになるために必要なものは何か）
 視覚教材を通じ、自分たちの普段の生活が「当たり前」ではないことに気づかせ、個人の尊重・生命の尊重・人権擁護の態度を養う
- ・ 学習会の実施
 資料学習（「世界がもし100人の村だったら」池田香代子著）
 現在の世界の状況を学び、人権の問題や民族問題についての認識を養う。

- 中学生対象 ・ ネットモラル学習の実施
 「ネットモラル教室」 和歌山大学 豊田充崇先生
 パソコンや携帯電話を使ったインターネットの利用により起こり得るさまざまな問題点を理解するとともに、ネットによるトラブルを防止できるネットモラルの育成に努め、ネット利用に関するホームルームを実施。
- ・ 「ボクらのスマホルール」制定
 生徒会が中心となって生徒たち自身でスマホ利用に関するルールを定め、中学生全体の共通認識とした。

- 高校1年 ・ 「なかまづくり」に関するオリエンテーション
 日常の学校生活全般を通して人権意識を高めるとともに、人権擁護の態度を養う
- ・ 映画鑑賞「六千人の命のビザ」とそれに関する小論文の作成
 自他の生命尊重の精神を学び、世界平和と人類の幸福に貢献しようとする心情を深め、自らの良心に従って正しいことをやり抜く決断力と行動力を育む。
- ・ 「いじめ防止」ワーク
 LINE のトラブルを事例としたワークシートを利用し、相手を思いやる言葉がけなどを通じて、人権を尊重する人間形成を目指す。

- 2年 ・ 修学旅行の事前学習
 アイヌ民族の歴史を理解することから、個人の尊重・生命の尊重・人権意識を高め、主体的に考える態度を養う

- 高校生対象 ・ ネットモラル学習の実施
 「ネットモラル教室」 和歌山大学 豊田充崇先生
 パソコンや携帯電話を使ったインターネットの利用により起こり得るさまざまな問題点を理解するとともに、ネットによるトラブルを防止

できるネットモラルの育成に努めた。

また、ネット利用に関するホームルームを実施し、生徒会が中心となって自分たちのスマホルールを定め、高校生全体の交通認識とした。

5. 行事

学校行事へのさまざまな取り組みを通して、生徒の協調性と団結力を育む。

《宗教行事》【宗教科】

「花まつり」「成道会」での法話をとおして、仏教精神を学び、「四恩報答」を柱とした豊かな人間性を育む。

講演者の生き方に触れることで人間性を高める。

《人権講演会》【人権・同和委員会】

「人権」を主題とした講演会を行い、生徒の人権意識・道徳心を養う。

《新入生宿泊研修》

中等部・高等部とも新入生は、入学直後に2泊3日の宿泊研修を実施し、集団での学校生活を始めるにあたっての心構えを学ぶ。グループ行動やオリエンテーション、集団生活のなかで、規律・人との関わり・思いやりの心を育む。

《文化祭・体育祭》

生徒が自分たちの行事を創り上げようとする取り組みのなかで起こりがちな意見の衝突や意識の差異から、人を傷つける言動・仲間はずれ等につながる可能性を十分に認識しながら生徒たちの活動を見守る。友人との接し方を学び、協調性や思いやりの心が養われるよう指導する。

《講演会等》

さまざまな人の考え方・生き方に触れ、社会での人との関わりの中で自分がどう生きていくべきか、多方面から考えるきっかけとする。

6. 保護者・地域との連携

家庭と学校、それぞれの役割と責任を自覚し、連絡を密にしながら連携していじめの予防に取り組めるよう、学校は積極的に保護者との信頼関係づくりに努める。

保護者会や、学年通信をとおして、保護者には、子どもたちを「共に育てていく」といった意識を持ってもらうよう働きかける。

また、外部講師を招き、保護者を対象とした人権講演会を実施するなど、育友会との間に定期的な情報交換の場を持つ。

さらに、地域共育コミュニティや学校評議員の制度を活用し、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

7. インターネット上のいじめ防止

生徒に、インターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為であることを、外部専門家等を招き、しっかりと指導する。

また、保護者に対して、フィルタリングの設定や、インターネットの利用に関するルール

づくり等を周知徹底する。

Ⅲ いじめの早期発見

いじめは、軽い冷やかしかからかい、いたずら等の軽い遊び感覚で始まることが少なくない。いじめられていると感じている生徒の辛さと、「ふざけ感覚」でいじめの自覚を持っていない生徒の間に大きな意識の差が生じる。教員は、「いじめられていると感じている生徒」側の立場に立ち、普段から生徒のささいな変化に気づける関わりを心がける。

1. 安全確保

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

2. 認識

いじめを受けている事実を知らせることで自尊心が傷つく、親に心配をかけたくない、さらなるいじめを受けることへの不安等から、相談をためらい、アンケート等にも事実を反映させないことも少なくない。

また、声を掛けても、平静を装ったり、逆に明るく振る舞ったりすることもある。さらに、自分も悪いと思うことで、自責の念に駆られ、自分の存在を否定したり、具体的行動（自傷行為や命に関わる重大事故）につながったりすることもある。

いじめを受けているストレスを他の生徒に向けたり、自分がターゲットになることを恐れていじめに加わったりすることもある。

いったん問題が収束し解消したととらえた事案についても、時間をおいて再発する可能性も含んでいる。

これらの認識を共有したうえで、生徒に対して日常的に細やかな観察が必要である。

3. 手立て

① 観察

- ・授業中や休み時間・昼食時・放課後・クラブ活動時間等、こまめに教室や活動場所に足を運び、生徒たちの様子に気を配る。言動や表情、服装等に普段と異なる様子が見られる場合には声を掛ける。
- ・移動教室での授業時間・食堂・図書館・トイレ等、教室以外の場所（特に教員の目の届きにくい場所）での生徒たちの様子にも目を配る。

② 情報収集

- ・こまめに二者面談を行い、いじめの問題だけでなく、個々の生徒が相談しやすい場を作る。個別生徒の呼び出しについては、他生徒の目を意識する生徒の不安に配慮する。
- ・生徒が面談・相談を希望した時には、随時速やかに対応できるようにする。
- ・ノートや提出物チェックの際、教員はできるだけコメントを記入する。応援されていることが感じられ、相談しやすい場となる。

- ・担任の思い込みを避けるためにも、教員間の情報交換・共有を欠かさない。
- ・欠席・遅刻・早退の増加に注意し、理由の不明確な欠席等については保護者との連絡を密にし、必要に応じて家庭訪問を行う。
- ・保健室利用状況・養護教員への相談や訴えの内容についても担任・学年主任と共有し、問題点があれば迅速に対応する。
- ・ささいなことでも、気になる点があれば保護者に連絡し、家庭での様子等を聞く。家庭状況を踏まえた適切な指導をする。
- ・家庭で気になることがあれば、保護者から教員に気軽に相談・報告できる信頼関係を作る。

③ アンケート等

- ・記名または無記名で〈学校生活アンケート〉を実施する。
(第1回定期考査終了後・第4回定期考査終了後、または適時)
- ・アンケートの集計や分析には複数の教員であたり、必要に応じて専門家の意見を得る。
- ・特に、生徒の人間関係に変化が生じる時期(新年度や長期休業明け)や、学年末やクラス替えに伴う人間関係の不安を感じる時期に調査を実施する。
- ・関係機関(いじめ相談室・電話相談等)へのいじめの訴えや相談方法を生徒に周知する。

④ チェック項目

- ・具体的なチェック項目を参考に生徒の様子に気を配る。〈チェック項目シート〉を活用する。
- ・教員の資質向上のための〈指導に関するチェックシート〉〈教員意識チェックシート〉を活用する。

IV いじめへの対応・解決

いじめを担任一人で抱え込むと解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがある。いじめを発見した時は、全教職員に周知し、的確迅速に対応する必要がある。また、保護者に正確な事実を説明し、誠意ある態度で解決に向けた協力体制と信頼関係の確立に努める。

1. 対応の手順

① 校内での解決を目指す比較的軽度な事象

[1対1の比較的軽度なからかいや無視]

- ・いじめ(疑われるもの)事象の認知

↓ 報告

- ・学級(HR)担任及び副担任または学年担当教員が対応し、学年主任に報告
状況把握(事実関係調査)〈聞き取りシート〉を活用

↓ 報告

↓ 事実報告

- ・生徒部長(班長)、管理者(校長・教頭)

保護者

↓ 招集

- ・いじめ対策委員会；校長・教頭・生徒部長(班長)・学年担当教員(主任・担任他)・

認知に関与した教員

事実確認、指導・支援方針の決定

↓ 連絡

・関係教員への周知

クラブ顧問・授業担当教員

↓

具体的な指導・支援へ

② 校内での解決を目指す、対応が複雑または困難な事象

[数名の軽度な言葉によるいじめ・仲間はずれ・無視]

[上記のいじめの継続、蹴る、叩く、足をかける、物隠し等、精神的苦痛を伴う実害がある]

・対応が複雑または困難な事象の認知

↓ 報告

・生徒部長（班長）・学年主任・担任等が中心に対応

状況把握（事実関係調査）〈聞き取りシート〉を活用

↓ 報告

↓ 事実報告

・管理者（校長・教頭）

保護者

↓ 招集

・いじめ対策委員会；校長・教頭・生徒部長（班長）・学年担当教員（主任・担任他）・

クラブ顧問・認知に関与した教員

事実確認、指導・支援方針の決定

↓ 招集・報告

・職員朝礼・職員会議

事象内容・指導方針・役割分担を教員で共通理解

必要に応じて警察等への関係機関へ相談

↓

具体的な指導・支援へ

③ 校内だけでは解決が困難な事象；重大事態

i) いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

ii) いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

* 「相当の期間」；年間30日を目安。

一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に調査に着手。

※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

・重大事態の認知

状況把握（事実関係調査）〈聞き取りシート〉を活用

↓ 報告

↓ 事実報告

↓ 事実報告

・いじめ対策委員会

保護者

和歌山県知事

生徒部長（班長）、

管理者（校長・教頭）

↓ 緊急招集

↓ 報告・調査依頼

・調査組織；専門的知識及び経験を有した第三者の参加による
調査組織

弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の
専門家等当該調査の公平性・中立性を確保

↓ 報告

和歌山県知事（再調査の必要性判断）

・職員会議

事象内容・指導方針・役割分担を全教職員で共通理解

↓

事象の拡大防止・具体的な指導・支援へ

2. 組織的対応の展開

① 情報の把握（認知）と事実確認

i) 情報の把握

- ・いじめが疑われる言動を目撃
- ・当該生徒や保護者からの訴え
- ・第三者生徒や保護者からの情報提供
- ・他の教員からの情報提供
- ・アンケート調査への回答
- ・連絡帳やノート、絵画や文章等から気になる言葉・表現を発見

ii) 事実確認

- ・事実の有無や内容の真偽について当該生徒、関係生徒への確認
- ・生徒部長（班長）や管理者への報告、学校としての組織対応

iii) 留意点

- ・把握した教員一人で解決しようとしなない。
- ・報告・連絡・相談を迅速にする。

② 対応方針と役割分担の決定

i) 情報の整理

- ・いじめの様態（いつからだれがどのようなことを）、被害生徒、加害生徒、周囲の生徒の様子

ii) 対応方針

- ・緊急度の確認（「自殺」「不登校」「怪我」「脅迫」「暴行」等の危険度を確認）
- ・聞き取りや指導の際に留意すべき点を確認

iii) 役割分担

- ・被害生徒からの聞き取りと支援担当
- ・加害生徒からの聞き取りと指導担当
- ・周囲生徒と全体への指導担当
- ・保護者への対応担当、関係機関への対応担当

③ 事実の究明と支援及び指導

状況・きっかけ等を詳細に聴き、事実に基づく指導が行えるようにする。
また、徹底的な事実の究明よりも、支援・指導に力点を置いた対応を心掛ける。

i) 聞き取りの際の留意事項

- ・2名態勢が望ましいが、生徒の事情も考慮する。
- ・原則として、いじめを受けた者、周囲にいる者（冷静に状況をとらえている者）、いじめを行った者の順に行う。
- ・人目につかないような場所や時間帯に配慮する。
- ・安心して話せるよう、その生徒が話しやすい人や場所などに配慮する。
- ・関係者が複数いる場合は、個々に聞き取りを行う。
- ・情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聞き取りを行う。
- ・情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。
- ・聞き取りを終えた後は、教員が保護者に直接説明を行う。また、事案の内容や生徒の様子により当該者を自宅まで送り届けるなど配慮する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的配慮のうえで、早期に警察に相談し、適切に助言を求める。
- ・生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については、県の「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づいて、警察署・児童相談所・青少年センター等関係機関との情報交換を適宜行う。
- ・インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録したうえで当該生徒及びその保護者に了解を取り、プロバイダに連絡し、削除を養成する。

なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察に通報・相談する。

ii) 聞き取り段階ではいけないこと

- ・被害生徒と加害生徒を同じ場所で事情を聴くこと。
- ・注意・叱責・説教だけで終わること。
- ・双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ・ただ謝ることだけで終わらせること。
- ・当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

④ いじめ関係者への支援・指導

i) 被害生徒への対応

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・徹底して被害生徒の味方となり、守り通すことを約束する。 ・生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。 ・対象が他生徒に移っていないか等にも注意する。
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・担任を中心に、生徒が話しやすい教員等が対応する。 ・悔しさや辛さにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聴いていく。
支 援	<ul style="list-style-type: none"> ・時間や場を確保し、落ち着いて聴く姿勢を整え、安心感を与える。 ・学校は、いじめを行う生徒を絶対に許さないことを伝える。 ・自己肯定感の喪失を食い止めるよう、生徒の良さや優れているところを認め、励ます。 ・加害生徒との今後の付き合い方など、具体的に指導・相談にのる。 ・学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できることを伝える。また、相談機関の情報も伝える。 ・被害生徒自身にも原因があるような言動や、「頑張り」などという安易な励ましはしない。 ・いじめが原因で被害生徒やその保護者が転学を希望する場合には、上記のような支援を具体的に行い、いじめ問題の解決に向けた環境整備や再発防止の取り組みについて理解を促す。
経過観察等	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳の交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。 ・自己肯定感を回復できるよう、授業・学級活動等での活動の場や、友人との関係づくりを支援する。 ・聞き取り内容から経過観察まで、時系列に沿って記録として残す。

ii) 加害生徒への対応

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
--------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。 ・心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにするなど、一定の教育的配慮のもとに指導を行う。
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・対応する教員は中立の立場で公平に事実確認を行う。 ・話しやすい話題から入りながら、嘘やごまかしのない事実確認を行う。
指 導	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめが他者の人権を侵す行為であることに気づかせ、他者の痛みを理解できるよう根気強く継続して指導する。 ・自分がいじめを行ったことの自覚を持たせ、責任転嫁等を許さない。 ・いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。 ・不平不満、本人の満たされない気持ちなどをじっくり聴く。 ・いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめを受けている生徒を守るために、いじめを行った生徒に対し出席停止の措置を講じたり、警察等関係機関の協力を求め、厳しい対応策を取ることも必要である。 ・出席停止の措置を講ずる場合には、その後の展望について指導プログラムを作成し、順序を追って適切な指導を行うとともに、教育委員会や保護者間で十分な共通理解、及び連携を図る。
経過観察等	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳の交換や面談等を通して、教員との交流を続けながら変化や成長を確認していく。 ・授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、良さを認めていく。 ・聞き取り内容から経過観察まで、時系列に沿って記録として残す。

iii) 傍観生徒への対応

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。 ・いじめの問題に、教員が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの事実を告げることは「チクリ」などというのではなく、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る行為であることを伝える。 ・いじめを告げたことによっていじめを受ける恐れがあると不安を感じている生徒を徹底して守り通すということを教職員が言葉と態度で示す。
指 導	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲ではやし立てていた者や、傍観していた生徒も、問題の関係者である事実を受け止めさせる。 ・いじめを受けた生徒は、傍観したり周囲にいたりした生徒の態度をどのように感じていたかを考えさせる。 ・これからどのように行動したら良いのかを考えさせる。 ・いじめ発生の誘因となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り

	<p>返らせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを許さない集団作りに向けた話し合いを深める。
経過観察等	<ul style="list-style-type: none"> ・学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。 ・いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。 ・聞き取り内容から経過観察まで、時系列に沿って記録として残す。

⑤ 保護者との連携

i) 被害生徒の保護者との連携

ア 事実が明らかになった時点で速やかに家庭訪問等を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。

イ 被害生徒を、学校として徹底して守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。

ウ 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの生徒の様子等について情報提供を受ける。

エ いじめの全貌が分かるまで、加害生徒の保護者への連絡を避けることを依頼する。

オ 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

ii) 加害生徒の保護者との連携

ア 事情の聞き取り後、生徒を送り届けながら家庭訪問を行う等、事実を経過とともに伝える。

イ 被害生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。

ウ 指導の経過と生徒の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。

エ 誰もが、加害生徒にも・被害生徒にもなり得ることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。

オ 事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどしたり、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実の聞き取りと学校の指導方針、教師の生徒を思う信念を示し、理解を求める。

⑥ 保護者との日常的な連携

- ・年度当初から学年通信や保護者会などで、いじめ問題に対する学校の認識や対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。

- ・いじめの暴力問題が発生した時には、被害生徒側、加害生徒側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針を明らかにしておく。

V 取り組み内容の点検・評価

いじめ防止等について、具体的な取り組み状況や達成状況を学校評価等を利用して確認するとともに、学校基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。確認時期は各学期末とする。